

(6) 扶養親族、非課税基準等の合計所得金額等の改正

所得控除等の合計所得金額等の要件が見直されます。

要 件 等		改 正 前	改 正 後
同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件		3 8 万円以下	4 8 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件		3 8 万円超～1 2 3 万円以下	4 8 万円超～1 3 3 万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額要件		6 5 万円以下	7 5 万円以下
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に対する市・県民税の非課税措置の合計所得金額要件		1 2 5 万円以下	1 3 5 万円以下
家内労働者等の事業所得計算の特例について、必要経費に算出する金額の最低保証額		6 5 万円	5 5 万円
市・県民税の均等割非課税限度額	同一生計配偶者及び扶養親族がいない方	3 2 万円	3 2 万円 + 1 0 万円
	★市・県民税が非課税となる方：前年の合計所得金額が右の計算で求めた額以下 ※1 6 歳未満の扶養親族を含む	3 2 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族) + 1 9 万円	3 2 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族) + 1 0 万円 + 1 9 万円
市・県民税の所得割非課税限度額	同一生計配偶者及び扶養親族がいない方	3 5 万円	3 5 万円 + 1 0 万円
	★市・県民税の均等割のみ課税される方：前年の合計所得金額が右の計算で求めた額以下 ※1 6 歳未満の扶養親族を含む	3 5 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族) + 3 2 万円	3 5 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族) + 1 0 万円 + 3 2 万円